

妙高市監査委員告示第 10 号

妙高市監査委員に関する条例（昭和41年条例第36号）第10条の規定に基づき、監査の結果を次のように公表する。

令和2年1月16日

妙高市監査委員 和 泉 昭 夫

妙高市監査委員 横 尾 祐 子

- 1 監査の種類 定期監査 平成30年度・令和元年度
- 2 監査の対象 議会事務局・妙高支所・会計課
- 3 監査の範囲 議会事務局（平成30年10月1日～令和元年10月31日）
妙高支所（平成30年12月1日～令和元年10月31日）
会計課（平成31年2月1日～令和元年10月31日）
の財務等に関する事務の執行
- 4 監査の実施期間 令和元年11月11日 ～ 令和2年1月15日
- 5 監査の着眼点 財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。
- 6 監査の方法 あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行なった。
- 7 監査の日程 (1) 書類審査 令和元年11月11日～令和元年12月16日
(2) 事情聴取 令和元年12月26日

8 監査の主な調査事項

議会事務局	予算の執行関係、契約関係 ほか
妙高支所	歳入歳出関係、財産管理関係、契約関係 ほか
会計課	歳入歳出関係、資金運用関係、財産管理関係 ほか

9 監査の結果

監査の結果、議会事務局、妙高支所、会計課の財務等に関する事務はおおむね適正に処理されていた。